

## 公益財団法人堺市就労支援協会職員による 不祥事及び職員の処分について

公益財団法人堺市就労支援協会（堺市堺区大仙西町2丁69-9。以下「協会」という。）が、堺市から指定管理者の指定を受けて管理運営を行っている堺市立共同浴場（堺市堺区協和町2丁61-10。以下「浴場」という。）において、協会職員（以下「職員」という。）による不適切な就業実態があったことが判明しました。これに伴い、関係する職員に対し、下記のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今後このような事態が発生しないよう協会の管理運営体制の強化、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

### 1 不適切就業の概要について

#### ① 終業時間前の退勤及びタイムカードの不正打刻

浴場の職員が、勤務の終業時刻より前に退勤していたにもかかわらず、終業時間まで勤務した職員が終業時間前に退勤した職員のタイムカードを打刻するということが常態化していた。

- ・当該事象にかかわっていた職員 7人
- ・当該事象が行われていた期間 平成30年4月頃～令和4年3月

#### ② 勤務時間中の施設内の喫煙

浴場の職員が、屋内禁煙施設である浴場内のボイラー室内の控室、事務室等で休憩時間外に喫煙していたことが常態化していた。

- ・当該事象にかかわっていた職員 6人
- ・当該事象が行われていた期間 平成29年12月頃～令和4年3月

#### ③ 勤務時間中のテレビゲーム

浴場の職員が、ボイラー室内の控室に家庭用ゲーム機を持ち込み、勤務時間内にテレビゲームに興じていた。

- ・当該事象にかかわっていた職員 6人
- ・当該事象が行われていた期間 令和3年6月頃～令和4年3月

#### ④ 勤務時間中の調理

浴場の職員が、浴場に食材等を持ち込み、勤務時間中に昼食及び夕食の下ごしらえ、調理を行い、食事をしていたことが常態化していた。

- ・当該事象にかかわっていた職員 3人
- ・当該事象が行われていた期間 （期初不明）～令和4年3月

#### ⑤ 勤務時間中の懇親会の実施、参加

浴場の職員が、浴場の事務室、控室に料理などを持ち込み、誕生日会など職員同士の懇親会を実施、勤務時間中の職員も参加し、食事をしていた。

- ・当該事象にかかわっていた職員 5人
- ・当該事象が行われていた期間 令和2年4月頃～令和4年3月

## 2 職員の処分

被処分者	処分内容	処分理由
従業員 8名	停職 5日 2人 停職 3日 1人 停職 1日 1人 戒告 1人 文書厳重注意 3人 (※ 降格を含む)	・勤務懈怠 ・タイムカード打刻不正 ・素行不良による協会内の秩序・風紀のかく乱 ・職務専念義務違反 ・協会の名誉・信用失墜 ・共同浴場における非違行為の確認懈怠

なお、終業時刻前に退勤し、タイムカードを不正に打刻していた者には、該当時間分の賃金の協会への返還請求を行った。

## 3 経緯

令和4年3月14日 浴場内の控室において職員が喫煙していたことが発覚し、その他にも非違行為の疑いがあることが判明

～7月末 協会において、浴場職員全員に対し、ヒアリング調査を実施し、不適切な就業の事実を確認

7月末～ 弁護士や特定社会保険労務士等で構成する懲戒委員会を設置、職員の処分事実の確認、処分案の審議

8月17日 協会から市に対し、不適切な就業状況について報告

## 4 市の対応

・協会に対し、厳正な服務規律の確保及び団体統治・内部統制の体制の是正について指導文書を8月19日付けで発出し、特に服務規律にかかる内部統制について、早急に点検・見直しを行い、取組の状況を本市に報告するよう指導する。

・指定管理者として、協会に改善指導書を8月19日付けで発出し、再発防止に向けた改善計画書の提出、改善計画に基づく改善状況の報告を指示する。

## 5 処分日 令和4年8月19日

問い合わせ先	(不祥事の概要及び職員の処分について) 担 当：公益財団法人堺市就労支援協会 電 話：072-244-3711 ファックス：072-244-3771
	(上記外郭団体の指導・調整について) 担 当 課：産業振興局 産業戦略部 雇用推進課 電 話：072-228-7404 ファックス：072-228-8816
	(堺市立共同浴場及び指定管理者の指導監督について) 担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 電 話：072-228-8347 ファックス：072-228-8918